

## 司法修習生考試不合格者数の推移

(単位:人)

考試実施年度	採用年度	期	応募者数	不合格者数
平成13年度	平成12年度	第54期	979	3
平成14年度	平成13年度	第55期	990	1
平成15年度	平成14年度	第56期	1,006	0
平成16年度	平成15年度	第57期	1,183	5
平成17年度	平成16年度	第58期	1,189	2
平成18年度	平成17年度	第59期	1,493	16
平成19年度	平成18年度	現行第60期	1,468	71
		新第60期	1,055	76
平成20年度	平成19年度	現行第61期	642	33
		新第61期	1,844	113
平成21年度	平成20年度	現行第62期	377	23
		新第62期	2,067	75
平成22年度	平成21年度	現行第63期	223	28
		新第63期		

(注) 最高裁判所資料による。

## 司法修習生考試を不合格となった場合の取扱いについて

第59期司法修習生考試以前は、受験した考試において不可の科目又は欠席があった者のうち、司法修習生考試委員会において、更に当該科目について追試を実施し、その結果も見た上で可否の決定を行うのが相当と決定された者に対して、追試が実施されていた。

現行第60期司法修習生考試以降、上記追試は廃止され、受験した考試において不可の科目又は欠席があった場合、当該受験した考試は不合格となる。

不合格者は、一旦罷免となるが、再度司法修習生に採用されれば、次回以降の考試を受験することができる(原則として、全ての科目を受験しなければならない。)

現在は、司法修習生考試の再受験のための再採用については、司法修習生考試は、原則として、連続して3回まで受験することができるという運用を前提として取り扱うこととなっている。

(注) 最高裁判所資料による。